

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成26年11月28日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 市長招集挨拶
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 8 議案第52号 愛西市自治基本条例の制定について
- 日程第 9 議案第58号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第60号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第11 議案第62号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第12 請願第 3 号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
- 日程第13 請願第 4 号 「消費税10%増税の中止を求める意見書」提出を求める請願について
- 日程第14 議案第53号 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第54号 愛西市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第55号 愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第56号 愛西市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第57号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第59号 平成26年度愛西市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第20 議案第61号 平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第21 議案第63号 平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第22 議案第64号 平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第23 議案第65号 平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員(20名)

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	石崎 たか子 君	4番	加藤 敏彦 君
5番	八木 一 君	6番	大宮 吉満 君
7番	近藤 武 君	8番	神田 康史 君
9番	杉村 義仁 君	10番	島田 浩 君
11番	河合 克平 君	12番	真野 和久 君
13番	吉川 三津子 君	14番	鬼頭 勝治 君
15番	大島 一郎 君	16番	鷺野 聡明 君
17番	堀田 清 君	18番	大島 功 君
19番	竹村 仁司 君	20番	高松 幸雄 君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	鈴木 睦 君
教育長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	水谷 勇 君
総務部長	石原 光 君	企画部長	山田 喜久男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	五島 直和 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	飯谷 幸良 君
消防長	小塚 良紀 君	福祉部長	小澤 直樹 君
人事課長	大鹿 剛史 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部 秀三	議事課長	佐藤 敏彦
書記	山田 宗一	書記	服部 陽介

午前10時00分 開会

○議長（鬼頭勝治君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年12月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番・八木一議員、6番・大宮吉満議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、9月26日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る9月26日に委員全員と正・副議長にも御出席いただき開催いたしました結果、会期は本日11月28日から12月22日までの25日間と決定いたしました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より12月22日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をしていただきます。

最初に、海部地区水防事務組合議会議員の近藤武議員、お願いをいたします。

○7番（近藤 武君）

失礼いたします。

海部地区水防事務組合議会の報告を行います。

海部地区水防事務組合議会は、去る10月27日に平成26年第2回定例会が弥富市総合福祉センターで開催されました。

付議事件として、議案第3号：平成26年度海部地区水防事務組合一般会計補正予算（第1号）は、補正額34万1,000円、補正後の予算総額2,465万9,000円で、全員賛成で原案どおり可決されました。

認定第1号：平成25年度海部地区水防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額2,855万2,336円、歳出総額2,427万302円、差引残額428万2,034円でした。これも全員賛成で原案どおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

次に、海部地区環境事務組合議会議員の神田康史議員、お願いをいたします。

○8番（神田康史君）

海部地区環境事務組合議会の報告をいたします。

海部地区環境事務組合議会は、去る11月18日に平成26年第2回定例会が海部地区環境事務組合新開センターで開催されました。

付議事件として、議案第8号：平成26年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第2号）は、補正額572万2,000円の減額、補正後の予算総額は34億1,157万7,000円で、全員賛成で原案どおり可決されました。

認定第1号：平成25年度海部地区環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額38億3,028万9,695円、歳出総額37億7,119万8,888円、差引残額5,909万807円でした。これも全員賛成で原案どおり可決されました。

議案第9号：海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、こちらも全員賛成で原案どおり可決されました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○庁舎建設等調査特別委員長（山岡幹雄君）

庁舎建設等の調査特別委員会報告をさせていただきます。

庁舎建設等調査特別委員会の結果を報告いたします。

庁舎建設等調査特別委員会は、第14回、10月31日午後2時から開催いたしました。

スライド額算定について、施設整備課長から説明を受けた後、質疑応答となりました。

質疑の中で、市はどのようにスライド額を算定したのかの質問では、山下設計に委託した委託金額は129万6,000円であるという答弁があり、残工事についての認識は、市と奥村組の双方一致していたのかの質問では、奥村組、市の双方は一致しているという答弁でした。

また、このスライド額の財源は、全て合併特例債となるのかとの質問には、全て合併特例債で考えているという答弁でした。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成26年7月から平成26年9月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。

また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。

それぞれの写しをお手元に配付をしております。

陳情につきましては、お手元にあります陳情一覧表のとおり、所管の委員会へ送付をいたします。

よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集挨拶

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・市長招集挨拶を議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（日永貴章君）

改めまして、おはようございます。

平成26年12月愛西市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かと御多用中の中、御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

早いもので、私も昨年5月15日に市長に就任をさせていただきましてから、約1年半が経過いたしました。この間、多忙な公務の中、責任の重さ、課題の大きさを実感する日々でございます。また、今日まで多くの会合、イベントなどに出席をさせていただき、多くの市民の皆様と触れ合う機会をいただき、その中で、現状や将来の愛西市政に対する御意見などもいただいております。

さて、10月、11月は市内各所でさまざまなイベントが開催され、議員各位におかれましては、公私お忙しい中、御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

その中で、11月15日に開催いたしました防災講演会では、名古屋大学の福和教授に御講演をいただき、市民と行政が新たな認識を持つことができたと思っております。今後も、防災・減災について、行政と市民が情報共有を進めながら、いざというときに適切な行動がとれるよう、さまざまな啓発活動などに取り組んでいきたいと考えております。

また、11月22日に開催いたしました安心・安全なまちづくり市民大会は、小学生による標語の発表や高校生の意見発表により、交通事故防止、犯罪防止に対する認識をさらに深めていただきました。今後も関係機関との連携をさらに密にし、事故防止などを呼びかけてまいりたいと思っております。

庁舎統合建設工事につきましては、現在、増築棟の工事を順調に進めさせていただいております。議員各位、市民の皆様方には、庁舎の出入り口や駐車場など、大変御迷惑をおかけしておりますが、今後とも御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、愛西市も合併後10年を迎え、歳入の多くを占める普通交付税の合併算定替終了が近づき、歳入減収に対する懸念も現実のものとなりつつあります。今後は、合併算定替による影響額は約22億あり、合併算定終了に向けた対応が急務であると考えております。これらの状況を踏まえ、市民の皆様方のさまざまな御提案や御要望、全てにこたえていくことは大変困難である部分が多くあると感じております。

こうした大変厳しい状況下にある中、平成27年度予算では、本年度に引き続きまして、必要性、有効性、優先性、効率性の観点から、先例にとらわれることなく、積極的に現事業の再確認、検証、見直しを進め、予算編成に当たるよう各部局に指示をし、現在、予算編成作業を進めております。

今後、行政と市民、そして関係団体など、愛西市にかかわる全ての方々に市の状況や将来の見通しなど、できるだけわかりやすく丁寧に説明をしながら、理解をしていく努力をしていきたいというふうに考えております。行政と市民がともによりよい愛西市づくりに向かって、経験と知恵を出し合いながら取り組んでいくことが重要であると考えております。

さて、今議会に提案を申し上げます議案は、承認3件、条例制定1件、条例の一部改正6件、補正予算7件、諮問1件の18件であります。

なお、人事院勧告に伴う議案第53号から議案第57号の条例の一部改正5件、関連する議案第59号、一般会計補正予算（第6号）、議案第61号、国保会計補正予算（第2号）、議案第63号、介護保険補正予算（第2号）、議案第64号、農業集落排水事業等補正予算（第1号）、議案第65号、公共下水道事業補正予算（第2号）の、それぞれ人件費に係る補正予算5件、諮問1件につきましては、本日御審議をいただき、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

各議案の内容につきましては担当者より説明をさせていただきますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第5・承認第1号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・承認第1号：専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○上下水道部長（飯谷幸良君）

承認第1号の説明をさせていただきます。

承認第1号：専決処分事項の承認について（訴えの提起及び和解）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、農業集落排水使用料滞納者への支払い督促に対して、分割納入を求める適法な督促異議申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行され、速やかに民事訴訟の手続に入らなくてはならないため、訴えの提起と分納で和解することに対して、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

農業集落排水使用料滞納者に対しましては、再三の督促にもかかわらず支払いに応じられない方に、最終的に法的手段をとる旨の督促状を送付し、それでも支払いに応じられなかった19件の方に対し、津島簡易裁判所に一括納付を求める支払い督促の申し立てを行ったところ、3件の方から分割支払いを求める督促異議申し立てが行われ、訴訟手続に移行したものでございます。

1枚はねていただきまして、専決第1号、専決処分書の写しでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の農業集落排水使用料滞納者に対して、支払い督促を行ったところ、適法な異議申し立てが出されたため、訴えの提起をすることについて、専決処分をするものでございます。

これは、平成26年9月29日に津島簡易裁判所へ分割支払いを希望する督促異議申し立てがされ、民事訴訟法第395条の規定によって、訴えの提起があったとみなされ訴訟に移行したため、平成26年10月2日に専決処分を行ったものでございます。滞納金額につきましては30万9,338円でございます。

1枚はねていただきまして、専決第2号、専決処分書の写しでございます。

こちらは、先ほどの異議申し立てをされた方が分割払いの申し出をされ、津島簡易裁判所より和解勧告があったため、分納で和解をすることに対して、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、専決第3号。

こちらは別の方で、同様に異議申し立てが10月6日に出され、訴訟に移行したため、10月7日に専決処分を行いました。滞納金額につきましては25万6,440円でございます。

1枚はねていただきまして、専決第4号。

こちらは、先ほどの異議申し立てをされた方が分割支払いの申し出をされ、津島簡易裁判所より和解勧告があったため、分納で和解することに対して専決処分を行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、専決第6号。

こちらも同様に異議申し立てが10月31日に出され、訴訟に移行したため、11月5日に専決処分を行いました。滞納金額につきましては25万3,270円でございます。

1枚はねていただきまして、専決第7号。

先ほどの異議申し立てをされた方が分割支払いの申し出をされ、津島簡易裁判所より和解勧告があったため、分納で和解することに対して、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。

今回、異議申し立ての3件につきましては、いずれも分割払いを希望するものであり、支払いを拒否する異議ではございませんでした。訴訟の遂行の方針といたしましては、3件とも相手方から分割払いの希望があり、かつその履行が見込まれる場合は、和解をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第6・承認第2号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・承認第2号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、承認第2号について御説明させていただきます。

承認第2号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、平成26年9月の御嶽山噴火を受け、愛西市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく予算執行をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

1ページはねていただきまして、専決処分書の写しでございます。

専決第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度一般会計補正予算（第4号）について、専決処分する。平成26年10月15日専決、市長名でございます。

次ページをお願いします。

専決第5号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第4号）でございます。

この補正予算につきましては、総額に歳入歳出それぞれ749万9,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ249億9,583万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入より御説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金で375万円を計上させていただいております。これは、歳出の災害弔慰金の2分の1でございます。

次の第14款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金では、187万5,000円の計上でございます。これは、歳出の4分の1でございます。

不足する財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で187万4,000円を計上し、収支を図っておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、福祉部長より御説明いたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、歳出について御説明させていただきます。

9ページ、10ページをごらんください。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費の負担金といたしまして、災害弔慰金749万9,000円を増額したものでございます。これにつきましては、御嶽山の噴火によりまして、市内の御夫婦が死亡されております。このような自然災害によりましてお亡くなりになられた方に対しまして、条例に基づいて弔慰金を支給するものでございます。

内容としましては、生計を主として維持されてお見えの方につきましては500万円、それ以外の方につきましては250万円を支給することになります。今回は750万円の支給になります。したがって、当初予算との差額を計上させていただきました。

なお、歳入のところでも説明がございましたが、この制度は国の法律に基づいて条例により支給をさせていただくものでございますので、国が2分の1、県が4分の1の負担をすることになっておりますので、おのおのを歳入に計上をさせていただいております。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・承認第3号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・承認第3号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

承認第3号について御説明させていただきます。

承認第3号：専決処分事項の承認について（平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号）を

専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、衆議院議員総選挙等の執行に伴う予算執行に当たり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

次ページをお願いいたします。専決処分書の写しでございます。

専決第8号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について、専決処分する。平成26年11月20日専決、市長名でございます。

次ページをお願いします。

専決第8号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第5号）でございます。

この補正予算につきましては、総額に歳入歳出それぞれ2,804万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億2,387万4,000円とするものでございます。

歳入より御説明いたします。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第14款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費県委託金におきまして、衆議院議員総選挙執行委託金としまして2,100万円を計上し、不足する一般財源を第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で704万1,000円を計上し、収支を図っておりますので、よろしく願いをいたします。

歳入については以上でございます。

歳出につきましては、総務部長より御説明いたします。

○総務部長（石原 光君）

それでは、歳出の関係につきまして御説明を申し上げます。

内容につきましては、議員各位御存じのように、11月21日、衆議院の解散に伴います選挙の執行経費について、今回、補正計上をさせていただきました。

歳出の9ページ、10ページをお開きください。

補正額全体といたしましては、先ほど企画部長のほうから説明がありましたように、2,804万1,000円の計上をお願いしております。

それぞれ各節の内容について、順次御説明を申し上げます。

まず1節の報酬の関係でございますけれども、内容的には投開票立会人等の報酬で123万3,000円。

また、3節の職員手当等で、これは12月3日から期日前投票事務が始まるわけでありましてけれども、この期日前投票事務、あるいは当日の投開票事務従事者の時間外勤務手当でございますけれども、これに要する経費として1,087万8,000円。

それから、7節の賃金で、これも期日前、あるいは投開票事務に従事する、これは臨時職員等をお願いするわけでございますけれども、この臨時職員に係る賃金として118万6,000円を計上させていただきました。

8節の報償費につきましては、ポスター掲示場のお礼等について19万5,000円計上をさせていただきます。

11節の需用費の関係でございますけれども、これは選挙事務用品もそうでありますけれども、やはり入場券の印刷等の関係ですね、その関係も合わせまして、ここでは278万8,000円補正計上をさせていただきます。

次に、12節の役務費の関係でございますけれども、これは入場券の郵送料等が主なものでいうことで、内容を占めておるわけでございますけれども、トータルで340万5,000円計上をさせていただきます。

そして、13節の委託料の関係でございますけれども、これは内容的にはポスター掲示場の設置、これは愛西市内126カ所に設置をするわけでございますけれども、その掲示場の設置、あるいは選挙公報の配付等の委託料で417万円計上をさせていただきます。

14節の関係でございますけれども、使用料及び賃借料で、これは17カ所投票所がございますけれども、その投票所に設置するファクス、それから投票システム用のパソコン、これは入場券等の読み取り機ですね、それから開票集計システム用パソコン、それから、今回、開票所を立田体育館ということは今予定をしておりますけれども、この開票所に用いる暖房機器等の借上料等で、トータルで218万6,000円。

それから、18節の備品購入費で200万円計上をさせていただきます。これは開票作業に用います投票用紙の読み取り分類機、これは裏表を瞬時に読み取る機械でございますけれども、その反転ユニットとして購入をするという予定で計上をさせていただきます。

以上、2,804万1,000円の内訳でございます。よろしくお願いを申し上げます。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第8・議案第52号（提案説明）

##### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第52号：愛西市自治基本条例の制定についてを議題といたします。  
提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

議案第52号、自治基本条例の説明に入らせていただく前に、まことに申しわけありません、内容の一部誤りがありましたので、おわびと訂正をお願いいたします。

訂正箇所につきましては、本条例の6ページで、第20条の条文の中で、「市長等は、第17条に定める」云々となっているものを、「市長等は、第18条に定める」に、いわゆる「17条」を「18条」という訂正をお願いするものでございます。

なお、本日、訂正した条例を議席に御配付させていただきますので、お手数ですが、差しかえをお願いいたします。申しわけありませんでした。

それでは、議案第52号：愛西市自治基本条例の制定について、御説明いたします。

愛西市自治基本条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由としまして、自治の基本的な考え方や、まちづくりに携わる各主体の権利や責務を

明らかにし、互いに尊重し、市民が主体の自主自立のまちづくりを一層推進するため、必要があるからでございます。

次ページをお願いいたします。

愛西市条例第22号：愛西市自治基本条例でございます。

内容の説明につきましては、別紙の議案第52号資料により御説明させていただきますので、資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、この条例制定に至った背景、目的でございます。

昨今の地方分権の進展により、地方自治体の役割と責任がますます増大してきているところでございます。

一方、少子・高齢化、人口構造の変化、市民ニーズの多様化など、今後、行政だけでは公共サービスを提供することが困難になってきております。

そこで、市民と行政がお互いに役割分担をし、公共的課題解決に当たる「協働によるまちづくり」が必要であると考えております。

そのためには、自治の基本的な考え方や仕組み、また「市民」「議会」「市長」、それぞれの権利や責務を明確にし、「市民が主体のまちづくり」を進めるための基本的なルールを定める必要があり、この自治基本条例を制定するものでございます。

条例の内容について御説明させていただきます。

この条例は、前文と第1章から第8章までの41条で構成されております。

第1章では、先ほど御説明させていただきました、この条例の目的や用語の定義、まちづくりを進める上での基本的な考え方を規定しております。また、基本的な考え方をもとに、「情報の共有」「市民参画」「協働」「多様性の尊重」を基本原則として自治を推進することを規定しております。

第2章では、「市民」「市議会、市議会議員」「市長」の各主体の権利、権限及び責務を規定しております。

第3章では、コミュニティの形成のための、市民は、自発的意思によってお互いに助け合い、地域の課題に取り組むこととし、市長は、そのための仕組みづくり、後押しをすることと規定しております。

第4章では、市政運営と市民参画について規定をしております。まず、地方自治法で策定義務が削除されました総合計画について、策定義務を規定しております。その上で、市民は、総合計画等の企画立案及び市の政策の実行において、積極的に参画することとし、市長等は、その企画立案過程において、市民に正確でわかりやすい情報を提供し、意見を聞く機会を設けることと規定をしております。

第5章では、市は広域的な課題解決に向け、他の自治体と連携や協力に努めるよう規定をしております。

第6章では、この条例を本市における自治の最高規範と位置づけ、この条例を遵守するとともに、他の条例、規則等の制定、改廃、解釈、運用に当たっては、この条例を尊重し、整合を

図ることを規定しております。

第7章では、社会情勢の変化に照らし、市民参画のもとで点検、検証を行うこととしております。

第8章では、この条例改正を発議する場合は、あらかじめ広く市民の意見を聞くことを義務づけております。

本文へお戻りいただきまして、最後のページでございますが、附則としまして、本条例の施行日は、平成27年4月1日とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第58号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第9・議案第58号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○消防長（小塚良紀君）

失礼します。

議案第58号について御説明申し上げます。

議案第58号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしましては、次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の改正による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

愛西市条例第28号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、次ページ、資料の新旧対照表をお願いいたします。

附則第5条第7項の第1号、一番下のところとなります。改正前で児童扶養手当法「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」が、改正後で同法の「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、また次の同項第2号につきましては、第4条第2項第3号は第13条の2第1項第4号に、第8号、第9号または第13号は第2項第2号に改めるものでございます。

なお、この改正による本条例への影響はございません。

2枚お戻りいただきまして、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行し、またこの条例による改正後の条例の規定は、平成26年12月1日から適用となります。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◎日程第10・議案第60号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第60号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○企画部長（山田喜久男君）

議案第60号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第7号）について、御説明をいたします。

この補正予算につきましては、総額に歳入歳出それぞれ7億5,166万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ257億1,497万円とするものでございます。

初めに、4ページをお願いします。

第2表の継続費補正につきましては、統合庁舎整備事業で、愛西市公共工事請負契約約款第25条第6項の適用に伴い、総額を41億2,043万6,000円に増額し、あわせて年割額の26年度、27年度を増額補正するものでございます。

次の第3表地方債補正につきましては、先ほどの継続費の増額相当額の財源を合併特例債とするため、限度額の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第8款地方特例交付金では、額の確定により4万円の減額補正をするものでございます。

第9款地方交付税では、普通交付税額の確定により3億2,622万円の補正計上でございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金では、事業費精査による国民健康保険基盤安定負担金及び保育単価の改正による児童福祉運営費負担金、合わせまして1,978万4,000円の補正計上でございます。

第2項の国庫補助金では、補助金の確定による社会保障・税番号制度システム整備費及び制度変更に伴う保育緊急確保事業費補助金、合計で1,729万円の補正計上でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金では、事業費精査による国民健康保険基盤安定負担金及び保育単価の改正による児童福祉運営費負担金、合わせまして3,004万4,000円の補正計上でございます。

次ページをお願いいたします。

第2項の県補助金では、制度変更による子育て支援対策基金事業費補助金の減額及び保育緊急確保事業費補助金の合計で691万4,000円の減額補正となっております。

第4項の県交付金では、法改正に伴い164万2,000円の補正計上でございます。

第15款財産収入では、海部津島土地開発公社の解散に伴い、清算金収入として1,960万円を計上させていただいております。

第17款繰入金、第2項基金繰入金では、一般財源の収支を図るため、財政調整基金繰入金及び公共事業整備基金繰入金の合計10億2,531万9,000円を減額しております。

第18款繰越金では、9月議会の決算認定でお認めいただきました前年度繰越金の全額となります11億9,865万6,000円を計上させていただきました。

第20款市債では、統合庁舎整備事業での増額分の財源としまして、合併特例債を充当するため1億7,070万円を計上させていただきました。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

説明が前後して大変恐縮でございますが、初めに私より企画部所管の項目について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第8目電子計算費におきまして、社会保障・税番号制度システム整備の中間サーバー負担金として98万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、地方公共団体情報システム機構が国内に2カ所、中間サーバーを整備するための負担金で、全額、国庫補助金でございます。

次に、第11目基金費では、前年度決算剰余金の2分の1相当額を公共事業整備基金への積立金として6億4,932万8,000円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

続きまして、総務部長より御説明申し上げます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、総務部所管の関係の補正について御説明申し上げます。

同じページでございます。12ページ、13ページをごらんいただきたいと思っております。

また、1項の総務管理費、1目一般管理費の関係におきまして、節12の役務費の総合賠償補償保険料、また13節の委託料のバス運行委託料、庁舎受付案内、また電話交換委託料等、続きまして14節の使用料及び賃借料のシステム借上料、このシステム借上料につきましては文書管理システムの関係でございます。この関係につきましては、事業費の精査、いわゆる決算見込みでございますけれども、事業費の精査をいたしました。内容的にはそれぞれの業務契約の締結による執行残ということで、この関係につきましては減額ということで補正計上をさせていただいております。

次の19節の負担金、補助及び交付金の関係でございます。納涼祭実行委員会への交付金ということで、これも減額をお願いしておるわけでございますけれども、この関係につきましても事業費が既に確定をしておるという関係で、減額をお願いしております。

次に、目5の会計管理費の委託料の減額でございます。この関係につきましては、当初予定をしておりました所得税法の規定にある源泉徴収票の改正が行われないということがわかりましたので、それに係るシステムの改修が不要になったということで、減額をお願いしているものであります。

次に、目6の財産管理費の関係でございます。総額1,192万3,000円減額をお願いしておるも

のでございますけれども、内容的には、ここにも付記しておりますように、いわゆる公有財産の管理システム、これは公有財産台帳の更新業務ということでシステム改修をお願いしておるわけでございますけれども、その委託料。それから、公共施設のごみ収集、処理委託料、これは今年度から取り組みました各公共施設から発生するプラスチックごみの収集と処理についての委託料の関係でございますけれども、これも事業費精査、いわゆる決算見込み等の関係で、内容的には業務契約の締結の執行残、あるいはその実績見込みによる残ということについて、今回、補正による減額という形でお願いを申し上げます。

次に、目7の統合庁舎整備費の関係でございます。工事請負費として1億2,280万円の追加ということでお願いを申し上げます。この補正の関係につきましては、先ほど冒頭で庁舎建設等調査特別委員長さんより御報告がございましたし、また先ほど継続費の関係で企画部長より説明がありましたように、愛西市公共工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、これは請負代金の変更が出てまいりました。

実は、この変更の関係につきましては、今、現場を進めております奥村組名古屋支店から、平成26年7月14日付で、これは書面により請求があったわけでございます。その額につきましては、変更請求概算額ということで、税抜きで2億9,647万6,601円という請求行為がなされたわけございまして、それに対しまして、愛西市といたしましては、市の運用基準、また運用に関する手引に基づき事務手続を進めてまいりました。これも冒頭特別委員長さんのほうからお話ございましたように、当然、私ども市では内容の審査については行うことができませんので、その変更工事額の審査、あるいはそのスライド額の積算業務につきましては、設計事務所がこの審査を委託し、進めてきたという経緯でございます。

そういった状況の中で市が算定いたしましたスライド変更額は、税抜きで1億5,808万8,000円という額で算定なされたわけでありまして、そして、この額によりまして、奥村組との事前協議、本協議を経てまいりまして、奥村組名古屋支店からスライド協議変更額に依存はない旨の承諾書の提出がございまして、ここで先ほど申し上げましたスライド額に消費税8%を含む1億7,073万5,040円での、協議の結果、確定ということに相なったわけでありまして。

そして、先ほど継続費の補正で説明がございましたように、継続費の年割額、いわゆる26年度の増額分、先ほど申し上げました1億2,280万円の追加を今定例会で補正としてお願いをするという内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、12ページから17ページの関係でございますけれども、選挙費の関係であります。

これは、本年、執行されました市議会議員一般選挙と農業委員会委員一般選挙の、これはもう既に執行が終わっておりますので、それぞれの各経費執行残について、今回、減額補正という形で、それぞれ各費目、お願いをしているという内容でございますので、これもよろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと前後しますけれども、また12ページ、13ページへお戻りください。

続きまして、市民生活部長より説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

続きまして、市民生活部の所管に関します御説明をさせていただきます。

引き続きまして、補正予算書12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出の2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節の委託料107万円の減額につきましては、システムの保守委託料で、住民基本台帳ネットワーク、戸籍総合システムで51万8,000円の減額、社会保障・税番号制度導入に係る住民基本台帳システムの改修委託料としまして55万2,000円の減額でございます。それぞれの事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして14節でございます。使用料及び賃借料19万4,000円の減額は、窓口証明発行システムの借上料など、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、18ページと19ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生総務費、3目母子衛生費、23節償還金、利子及び割引料で、平成25年度母子保健衛生費などの国庫負担金、未熟児の養育医療の関係でございます。精算に伴います返還金としまして21万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

続きまして、福祉部長より御説明を申し上げます。

○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、福祉部所管の内容について御説明をさせていただきます。

16ページ、17ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料でございます。48万円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、平成25年度の障害者福祉関係補助金等の精算に伴う返還金でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、13節委託料、こちらで118万8,000円の増額補正をお願いしております。これにつきましては、制度改正によりまして、児童扶養手当システムを改修する必要がございますので、計上をさせていただいたものでございます。

その次の2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金2,277万2,000円の増額でございます。これにつきましては、保育単価の改定でありますとか、3歳未満児の途中入所、これが当初の見込みよりかなり増加をいたしました関係で、民間保育所にお支払いする運営費を追加させていただくものでございます。

4目の児童館費につきましては、財源を一般財源から国県庫支出金に変更するものでございます。

7目の障害児通所支援費と3項の生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、これも平成25年度事業の精算による返還金を計上させていただいたものでございます。

歳入でございますが、10ページ、11ページをごらんください。

一番上の段にあります県の制度でございます子育て支援対策基金事業費補助金、この県の制度を利用して、従来、事業を行っておりましたが、国が新設をいたしました、その下の保育緊急確保事業費補助金、こちらのほうに該当するようになりまして、より多く補助がいただけるようになりました。したがって、こちらのほうへ移行をするものでございます。

具体的に言いますと、上の段の子育て支援対策基金事業費補助金を減額いたしまして、県補助金のところにあります保育緊急確保事業費補助金として1,681万1,000円を増額。1つ前のページに戻っていただきまして、9ページの13款国庫支出金の国庫補助金、2目の民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金といたしまして、先ほどと同じ事業名で1,686万1,000円を増額でございます。差し引きしますと1,000万円ほどの増額となって、歳入がふえるといったこととなります。民間保育所運営費の増額の財源としましては、その2段ほど上にあります国庫負担金の児童福祉運営費負担金1,682万7000円と、ページが一番下でございます県負担金、児童福祉運営費負担金841万4,000円を増額させていただいております。

福祉部については以上でございます。

続きまして、経済建設部長より御説明をさせていただきます。

○経済建設部長（加藤清和君）

経済建設部所管分について御説明をさせていただきます。

18ページ、19ページでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、13節委託料におきまして164万2,000円の補正をお願いしております。これは、農地台帳システム整備に関し、平成26年4月の農地法改正により、農地の情報を一筆ごとに整備することとされました。その他必要事項といたしまして、農業委員会の業務であります利用状況調査に関する管理項目を把握できるように、農地台帳システムを改修するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、教育部長より御説明を申し上げます。

○教育部長（五島直和君）

それでは、教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

同じページの10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節で工事請負費におきまして3,000万円の減額をお願いしております。これにつきましては、中学校体育館の飛散防止フィルム張り工事の事業費が確定いたしましたので、減額補正をさせていただくものでございます。

次に、4項社会教育費、5目文化財費、19節負担金、補助及び交付金におきまして、「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みについての連絡協議会負担金としまして32万円をお願いしております。

内容につきましてでございますが、本年3月に、文化庁によりまして、ユネスコ無形文化遺産の代表的な一覧表への記載に向けて、全国32件の祭りがユネスコに提案されました。その取り組みといたしまして、愛知県下の祭り行事の関係市町村の連携を深め、協力体制を図るため、5市1町により協議会が設立されました。今回の補正予算につきましては、祭り文化のPR等を推進していくため、ポスターやリーフレットを協同で作成して配付させていただくものであります。

次に、5項保健体育費、2目体育施設運営費、13節委託料におきまして378万5,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、体育施設指定管理委託料で、この夏に佐屋プー

ルを休止いたしました関係経費を精査させていただいたものでございます。

以上で、平成26年度一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

ここで休憩をとります。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第62号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・議案第62号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市民生活部長（永田和美君）

議案第62号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,887万1,000円を追加して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ82億292万1,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、事業勘定の歳入について御説明をいたします。

補正予算書の7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金におきまして、補正額2,998万3,000円の追加をお願いするものでございます。内訳としまして、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分2,686万9,000円と、同じく保険者支援分としまして591万4,000円をそれぞれ実績見込みなどによりまして精査いたしまして追加を、また出産育児一時金等繰入金280万円を実績見込みなどによりまして精査いたしまして減額をお願いするものでございます。

9款繰越金、1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金の精算としまして4億5,888万8,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出につきましては、はねていただきまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者療養費の伸びに伴います補正で500万円の追加をお願いするものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金420万円を実績見込みによりまして、減額をお願い

するものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目準備基金積立金につきましては、4億762万8,000円の追加をお願いするものでございます。

11款諸支出金、1項3目償還金、23節償還金、利子及び割引料につきましては、交付額の確定に伴いまして、国県支出金返還金としまして6,223万5,000円と、退職者療養給付費交付金返還金で1,820万8,000円をそれぞれお願いするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・請願第3号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

○11番（河合克平君）

では、子どもの医療費無料化の拡充を求める請願書ということで、紹介議員を代表しまして提案をさせていただきます。

内容は、読み上げていたしますので、御了承をお願いします。

愛西市市議会議長・鬼頭勝治殿。請願者、子どもの医療費無料化をすすめる会代表・河合正美。

請願趣旨としまして、愛西市において、人口の高齢化が一層進み、生産年齢人口の減少など、市の将来に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

人口の減少の要因の第一に、安心して子供を産み育てることのできる環境がいまだに整っていないことがあり、子育て世代にとって子供の医療費負担は大きなものとなっています。

病気の早期発見・早期治療のためにも、子供の心身の健全な発達を促すためにも、いつでも、医療費の心配なく安心して医療を受けられるよう願ってやみません。

愛知県下の子供の医療費無料化は、現在、中学校卒業まで入院・通院医療費の助成は54自治体中52自治体で行っております。愛西市と江南市が残っておりますが、来年度27年度より江南市は拡大すると江南市の市長はお約束をされました。

愛西市は、県下で一番おくれた自治体となってしまいました。

愛知県下では、対象年齢を高校卒業まで拡大している自治体もあります。

愛西市の子供の医療費無料化は、現在、通院は小学校卒業までを対象としていますが、安心して子供を産み、育てることができる愛西市にするため、子育て支援対策として、通院を中学校卒業まで子供の医療費無料化を拡大するよう求めます。

請願項目1．子供の医療費は、通院を中学校卒業まで完全無料化すること。

以上の内容ですが、この内容で、市民の皆さんから8,304名分の署名があわせて添付をされて提出があったということは聞いております。ぜひ議会の総意をもって、子供の医療費の無料

化を進めるためにも、皆さんの御賛同をいただき、市にその政策を求めていきたいと思いたすので、よろしくお願いをいたします。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・請願第4号（提案説明）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第13・請願第4号：「消費税10%増税の中止を求める意見書」提出を求める請願についてを議題といたします。

この件につきましては、紹介議員より説明をお願いいたします。

○12番（真野和久君）

それでは、請願についての説明を行います。

「消費税10%増税の中止を求める意見書」提出を求める請願書です。

請願団体は、津島民主商工会です。

紹介議員は、私、真野和久、加藤敏彦、河合克平の3名です。

請願趣旨については、請願が我々のところに出された段階では、まだ、いわゆる7月から9月のGDP等の速報値が出ていなかった点、あるいは今回の総選挙ということが想定されていなかったということがありますので、若干請願趣旨については現状と変わります。

しかし、ここにも書いてありますが、内閣府が行った、いわゆるGDPの速報値でも大きなマイナスとなっています。

また、いわゆるアベノミクスの中でマクロ的経済指標が上向くことがあっても、経済格差の広がりも顕著であり、中小企業・勤労者を土台とする国民経済は、一方での年金等社会保障削減の影響も受け、さらなる消費税増税は一層深刻な消費不況を招き、地域経済にはかり知れない影響を与えることは必至です。それは全体としての税収減を招き、財政再建にも全く逆行していますと書いてありますが、まさに、現在、景気の悪化の中で、さらにこの状況は深刻になっていると思われま

す。また、4月増税に伴って危惧されていた中小企業の消費税転嫁は、厳しい今日の中ではやはり困難であり、地域の雇用や経済を支えている中小企業は、売上減と消費税増税負担増によって塗炭の苦しみにあります。

これ以上の消費税増税は、地域の中小企業の倒産、失業者増大など地域経済の壊滅的打撃を与えます。

以上の趣旨から、地方自治法第124条の規定により、下記の事項について請願をいたします。

請願事項については、消費税増税撤回・10%への引き上げに反対する請願を採択し、政府に意見書を提出していただくこととあります。

今回、12月に行われる総選挙の中では、安倍内閣は、1年半の10%の引き上げの延期を行いました。しかし、その1年半後には必ず増税をするということも一方では宣言をしています。

こうした中、やはり今回の8%への増税によって経済に大きなダメージが与えられることは明らかであり、やはり消費税の増税による税収増というのは日本経済にとって大変大きなマイ

ナスであり、日本の財政にとってもマイナスであることが明らかになっています。そうしたことや、また地域の企業・業者の皆さんの大きな苦しみを踏まえて、御協力をお願いしたいと思います。以上です。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第53号から日程第18・議案第57号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第14・議案第53号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、日程第18・議案第57号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、ちょっとここで御了承いただきたいと思います。

提案説明に入ります前に、今回の議案第56号資料2の関係でございますけれども、そこに誤字がありましたので、おわびを申し上げ、御訂正をさせていただきたいと思います。それでお手元のほうに正誤表を配付させていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

誤字の訂正につきましては、正誤表をごらんいただきますと、下線の部分という形で表示をさせていただきました。いわゆる誤りのほうが「期末勤勉手当」、正しいほうがそれを「勤勉手当」という形でお願いをしております。

それから、12月期の支給月の関係でございますけれども、「0.8月（現行0.85月）」、これが正しいほうについては削除された形になっておりますけれども、これは本来削除すべきものがプリントに載ってしまったということですので、その点、大変申しわけございません、正誤表をもって訂正とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま一括議題となりました5議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

内容につきましては、人事院勧告に伴い、それぞれ所要の改正をお願いするという内容でございます。よろしくお願いをいたします。

まず議案第53号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員の期末手当を改定するに伴い、今回、改正をお願いするものであります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

愛西市条例第23号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

続きまして、議案第54号の関係でございます。

愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

これの提案理由につきましては、先ほどの議員さんの改正と同じでありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第55号：愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について。

愛西市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年愛西市条例第44号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

この提案理由につきましても、先ほどの理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

それで、この3つの議案の内容でございますけれども、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に沿って改正をするものであります。

内容につきましては、12月支給月の期末手当の支給月数を0.15月分引き上げ、改正後の支給月数を1.7月分とすると、0.15の引き上げをするという内容でございます。これは、ちなみに年間の支給月数は、0.15引き上げをすることによりまして3.1カ月分に、改正後はそういう支給月数になるというものであります。

それで、施行日につきましては、いずれの議案も公布の日から施行するものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第56号：愛西市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成26年8月7日出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、初任給調整手当、通勤手当及び勤勉手当を改定するに伴い、今回、改正をお願いするというものであります。

それでは、1枚おめくりください。

愛西市条例第26号：愛西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の一部を次のように改正するというので、恐れ入りますけれども、改正の内容につきましては、議案第56号資料を添付させていただきますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

概要に基づき、説明をさせていただきます。

まず、改正条項、第11条第1項第1号の改正でございますけれども、これは初任給調整手当の上限額を改正するものであります。愛西市では、国における2種の区分の上限額と同額で規

定をしております、国ではこの上限額が36万6,700円に改正される見込みであることから、愛西市におきましても上限額を同様に改正するものであります。これは、あくまでも上限額を規定するものであるため、現在支給している初任給調整手当額を変更するというものではございませんので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、第15条第2項第2号の改正の関係につきましては、通勤手当の改正であります。通勤手当の支給月額を改正するものでございまして、現行の手当額が、いわゆる民間事業主における支給額を平均で10%下回っているという人勸の調査結果が出ております。そうしたことから、使用距離の区分に応じ、100円から7,100円までの幅で通勤手当の支給月額を引き上げるという内容でございます。

1枚おめくりください。

先ほど正誤表でおわびを申し上げましたけれども、そちらのほうをちょっとごらんいただきたいというふうに思っております。

第21条第2項の改正でございますが、これは勤勉手当の支給月数を改正するという内容でございます。現行の期末勤勉手当の支給月数、これは年3.95月分というのが、今、現行の支給月数でございますけれども、これは民間事業主における支給月数が4.12月分支給されていると、これは人事院勧告の調査の結果から出たものでございますが、それと比較いたしますと、0.17月分下回っているという状況から、一般職員の支給月数を0.15月分引き上げるとというのが今回の改正でございます。この0.15月分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、職員については勤勉手当の支給月数に配分をなさないと、これも人勸の趣旨に沿ったものでありまして、改正後の勤勉手当の支給月数は、年1.5月分という支給月数になります。

あわせまして、再任用職員についても支給月数を改正しておるわけでございますが、これは0.05月分を引き上げ、一般職と同様に勤勉手当に配分し、年0.7月分というような支給月数に改正がされるという内容であります。

続きまして、別表の給料表の関係でございます。

この別表の給料表の改正につきましては、行政職給料表の給料月額を改正するものでありまして、本年の4月時点で、国家公務員の月例給が民間の給与を1,090円、率にしまして0.27%下回っているという、これも人事院勧告の調査の結果から、民間給与との均衡を図るため、給料月額を引き上げるという内容でございます。いわゆる世代間の給与配分につきましては、公民の給与差の状況を踏まえまして、いわゆる若年層において引き上げ幅が大きくなっているというのが特徴であります。全体として平均0.3%の引き上げをするというような改正内容になっております。

また、あわせまして、別表第2の単純労務職の給料表、また別表第3の医療職給料表は、先ほど申し上げました行政職給料表との均衡を図るということから、改正をお願いするものであります。

そして、今回の改正による影響額の関係でございますけれども、これは、お手元のほうに、議案第56号資料3ということで配付をさせていただいております。そちらのほうをお目通しい

ただきたいと思っておりますけれども、給料月額の改正による影響額、それから勤勉手当による改正による影響額、それから通勤手当の改正による影響額、それぞれ影響額を付しておりますけれども、総額といたしまして4,516万円の影響額ということで試算をしております。

また、あわせて、これも付記をさせていただきましたけれども、モデルケースとして、係長級、課長級、それぞれ配偶者、子供2人扶養、それをモデルとして、影響額がどれくらいあるかということも試算をさせていただいておりますので、御参考にしていただければなあというふうに思っております。

次に、議案第57号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。

愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西市条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名であります。

提案理由につきましては、平成26年8月7日に出されました人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑みまして、これは特定任期付職員の給料月額及び期末手当を改定するという内容であります。

恐れ入りますけれども、一番最後に、議案第57号資料ということで、新旧対照表を添付させていただいておりますけれども、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

それで、第7条の関係でございますが、これは特定任期付職員の給料を定めたものでありまして、この給料月額を、先ほど申し上げました行政職給料表との均衡を図ることから改正をお願いするものでありまして、また第9条におきましては、期末手当の支給月数を、先ほど申し上げました一般職と同様、0.15月分引き上げるという内容で改正をお願いするものであります。

先ほど申し上げました一般職任期付の職員の条例改正につきましては、いずれの議案も公布の日から施行し、改正後の規定におきましては、平成26年4月1日から適用するというようお願いをしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、議案第53号から議案第57号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

2番・山岡幹雄議員。

○2番（山岡幹雄君）

今回の給料改正について、2点ほど質問させていただきます。

今回の条例改正に、通勤手当、勤勉手当が改正されたのはなぜかということと、愛西市も再任用職員がお見えになりますが、その再任用の方も該当するのかお尋ねいたします。

また、今回の給料法や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しに、地域手当、職務や勤務実績に応じた給与配分との給与勧告の骨子に国のほうはありますが、これらの考え方

について、市の考え方を教えてください。

○人事課長（大鹿剛史君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の通勤手当、勤勉手当の改正につきましては、先ほど総務部長がお答えをいたしましたとおり、民間との格差の是正ということで御理解をいただきたいと思っております。

再任用職員につきましても、通勤手当、それから勤勉手当の改正は適用はされます。ただし、給与表に関しまして、再任用職員の給与については、今回、変更がございませんので、給与に対する改正はございません。

それから、2点目の御質問に対してお答えをいたします。

今回、人事院勧告につきましては、二本立ての勧告がなされております。

今回、給与の改正、それから勤勉手当の改正、通勤手当の改正、本日、条例改正をお願いしておりますものが1点、もう1点は、先ほどのものが、今回、平成26年に該当するものです。

もう1点、勧告の中に、議員が御指摘をされました総合的見直し、これは平成27年の4月以降に、諸手当、給与制度、地域手当、こういったものの改正が勧告として出されております。

当市におきましては、今回、12月のこの議会においては平成26年に該当するものを御審議いただき、総合的見直し、平成27年4月以降の分については平成27年3月の議会において御審議を賜りたいと考えております。来年3月の主な内容については、給与表の引き下げと地域手当の引き上げ、この2点が上がっておりますが、詳しい内容についてはそのときにまた御審議を賜りたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。以上です。

○2番（山岡幹雄君）

今回、給料改正が、平成19年以来7年ぶりに給料が増額になったということで、先ほど課長からも説明がありましたように、民間との格差があったということですが、実際、通勤手当も格差があったということで、今回、見直しをされるわけですが、愛西市において、日本全国のラスパイレスの関係になりますと相当低いわけですが、その低い関係で、こういう民間との格差がある、それともまたラスパイレスが低いということで、市のこれらに対する考え方、対策はあるか、教えてください。

○総務部長（石原 光君）

再質問で、ラスの関係で御質問をいただきました。

ラスパイレスの関係については、最前から、議員、いろいろ職員のことを思っただけの御質問だなあとこのように私自身理解をしておりますけれども、きょう、この場で、こうするよと具体的なことをお示しはできません。

ただ、御理解をいただきたいのは、議員もそうでありまして、市といたしましても、今置かれた位置ですね、ラスパイレス、県下の状況というのもよく承知をしておるつもりであります。議員が再質問でされた思いも、私自身はよく理解をしておるつもりであります。

ただし、これも繰り返しになるかもわかりませんが、市の給料表ですね、先ほど申し上げました行政職給料表、これにつきましては愛西市独自の給料表ではございませんので、旧

4町村合併前から、これは人事院勧告に準拠した給料体系になっているというのが一つであります。そして、ラスパイレスが上がるということは、議員もよく御存じだと思うんですが、人件費が膨らむということもあるわけですね。

それで、確かに愛知県下の中でも愛西市は、ラスパイレス指数でいきますと、今、90ぐらいかなあ、愛知県下で本当に一番下のほうであります。それもよく承知しております。高い自治体は、比較的財政力が高い、豊かな自治体という捉え方の中で、やはりそれなりに、今日まで独自に、その職員のやり方で、その給料の底上げがされてきたと、こういった経緯があるんじゃないかなあというふうに私自身は思っております。

そして、今回、改正をお願いするわけでありましてけれども、先ほど申し上げました給与体系、いわゆる給料と諸手当、この給与体系そのものについては、今後も議員含めて皆さん方をお願いをしたいのは、人勸と準拠した形で今後も進めていくことに変わりはないというふうには思っておりますけれども、ただ市の職員の給与のあり方につきましては、先ほど課長が申し上げました総合的見直しという、その見直しもある中で、これから市の職員のあり方、職員の定数、定員管理計画もつくっていかねばなりません、そういった状況を踏まえて、一方では市の財政力というものも当然見きわめていかねばなりませんけれども、やはり市の職員の給与のあり方については、今後、一層適正化に向けて努めていくと、こんな考え方で進めていくということが大切ではないかなあ。それが、ひいては議員が御心配されているラスが、仮に1ポイント、2ポイント、そういうような適正化に向けて進めていくということによって引き上げることが可能であるならば、それは理にかなった一つの取り組みといたしますか、進め方というのが皆さん方に御理解していただけるんじゃないかなあというふうに思っています。

今、この場で申し上げるのは、そういう形で御理解をいただきたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質問はございませんか。

〔挙手する者あり〕

13番・吉川三津子議員。

○13番（吉川三津子君）

数点、お伺いをしたいと思います。

そもそも、私、議員の期末手当については議会で取り上げてきておりますけれども、こういった議員の期末手当を市長の判断で加算率が決められる条例というものに対して、違和感を持っている次第です。人事院勧告では、議員報酬や市長らの特別職についてどのような勧告をしているのか、まず1点お伺いをしたいと思います。

それから、私、民間の生活状況ということ考えた場合、これから民間のボーナスがどうなっていくのかということをお大変危惧しておりますけれども、市として愛西市民の方々の状況をどう捉えているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、表の見方については先ほど説明がりましたが、再度、具体的に受け取る金額についてお伺いをしたいと思います。例えば市議会議員の期末手当の支給額についてですけれども、

一般議員、それから議長、1人当たり幾らが幾らになるのか、具体的にお伺いしたいと思います。市長についてはどうなるのか、それについてもお伺いをしたいと思います。

それから、多分市民の方々にとっては、私たち議員や市長、そして職員らがどれくらいのボーナスをもらうのかというのは関心事であり、注目される点だと思います。そこで、今回の改正によって、民間でボーナスと言われる部分において、総額どれぐらいになるのか、財調からどれぐらい切り崩すのか、その金額について、わかればお伺いをしたいと思います。

それから、今回、報酬審査委員会はどうか変わったのか、その点についてもお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○人事課長（大鹿剛史君）

何点か御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、人事院勧告が、いわゆる特別職、それから議員さん、こういったものにどういうふう
に位置づけをされておるかということですが、人事院勧告自体につきましては、国のほう、
国家公務員に対しての勧告でございます。ただ、私ども何度も申し上げておりますが、人事委員
会を持たない我々自治体に関していえば、国公準拠という言葉を使っております。人事院勧告、
国の国家公務員に対して行われた勧告を私ども公共団体は受け入れて使わせていただくと。そ
の対象の中に特別職、そして議員の手当の部分、今回でいくと期末手当でございますが、そこ
は準拠をさせていただいております。

それから、各金額の御質問でございます。

まず議員のほうに関しましては、総額で148万1,000円。アップ額で申し上げますと、議長で
9万円、副議長で8万1,000円、常任委員長及び議会運営委員長で、お1人7万5,600円、一般
議員の方で7万2,000円でございます。

そして、市長、副市長、教育長の今回の改正に伴う差額分で、市長が20万970円、副市長が
16万6,170円、教育長が14万5,073円でございます。

それから、総額という御質問でございます。今回、補正のほうで、後でまた出てまいります
が、勤勉手当の改正に伴って、職員総額で、全会計合わせまして約2,846万3,000円、この分が
勤勉手当の改正に伴う増額額でございます。そして、給与に関しては1,350万3,000円。あわせ
て、通勤手当に関しては126万円でございます。

財源に関しましては、財政調整基金で対応をさせていただいております。以上でございます。

○総務部長（石原 光君）

市民の状況はどうだというようなお話でございますけれども、今回の改正にあわせまして、
市民の皆さん方の生活状況、その実態調査については、実施はしておりません。

これは、大きな特例市、政令都市等々は人事委員会を持っておりますので、そういう大きな
市については、やっぱり独自の調査はされておるといっているのは聞いております。しかしながら私
どもは独立した人事委員会は持っておりませんので、なかなかそこまでの調査はできないです、
はっきり申し上げて。

ですから、今、課長が申しあげましたように、人事院勧告、毎年4月に全国同じような目線

の中で中小企業対象、これはちょっと詳しいことは言えませんが、何千カ所という同じような項目に基づいて調査はされているというようなものが今回の人勧のその種の改正に反映されておるといふことでもありますので、市民の状況を把握しているか、していないかといふことでお答えするならば、その辺の実態調査はしておりません。これが事実であります。

そして、報酬審議会の関係でありますけれども、報酬審議会というのは、今回、他市でもおやりになったところもありますけれども、議員の皆さん方の、いわゆる報酬額、あるいは特別職の報酬額、これらの改正が必要だといふ場合が生じた場合に報酬審議会を開催し、報酬委員会から是非についての答申をいただくといふのが本来の形でありましたので、今回の議員の皆さん方、あるいは特別職の期末手当の改正について、報酬審議会を開催して意見を問うといふ形はとっておりません。

○13番（吉川三津子君）

再質問させていただきます。

先ほども、人事院勧告において、市長についても、議員についても適用していくんだといふお話がありました。具体的にこういったことが明記されているのかといふことと、それから私は常々思っているのは、職員の給与が削減されるということがずうっとあった。人事院勧告で続いてきました。そういったときには市長や議員の報酬に手をつけられず、期末手当だけはこういった準用するといふところが、その辺がとても理解に苦しむところなんです。

人事院勧告で給与の値下げをするならば、当然、市長や議員の報酬のことも連動して考えるべきだろうと思ふのに、この期末手当だけがこういった人事院勧告の影響を受けるといふところで、大変納得ができない部分があります。その点について1点お聞きをしたいのと、それからやっぱり愛西市の市民の状況を考えた場合、とてもボーナスが上がるような状況がなかなか見えてこないんです。私も主婦ですのでスーパーでお買い物をすれば、見えない値上げだらけ。例えばおみそが、1キロのものが同じような値段だなあと思ったら750グラムになっている。スライスチーズが、枚数が減って、厚さが本当に薄くなっている。そういった現状の中で、こういった値上げが市民の方に御理解いただけるのかなあといふことをとても危惧をしているわけですが、こういった人事院勧告の、先ほど言った、給与には市長や議員の報酬に影響しない、それから期末手当には影響させるんだといふ、この市の判断は何をもとにされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○人事課長（大鹿剛史君）

先ほど総務部長のほうから報酬審議会についてのお答えをさせていただいております。特別職の報酬の額そのものを改正する場合、これについては報酬審議会に対応していくと。ただし、報酬自体が変更がないものについて、今回でいう期末手当の月数分、これについては人事院勧告の数値に基づいて対応していくと、こういったこと。これは、明文されたものはございません。過去、地方公共団体が、私どものほうが、旧4町村、それぞれそういう対応で、慣例といふは何ですけれども、そういう形で続いてきておるものでございます。

それから、市民との、そういった今の経済状況との観点でございしますが、おっしゃられる内

容について、例えば物価のこととか、そういった部分、御意見としては承りをいたします。

ただし、今回、人事院勧告に基づく、私どもがお願いを申し上げますのは、職員、それから特別職も含めてでございますけれども、民間との格差、これは一つ、数値として人事院勧告の中に上がってきております。上がる時、下がる時という部分でいけば、人事院勧告に基づいて私どもとしてはやっていかなければなりません。その点は御理解をいただきたいと思っております。

なお、特別職について、じゃあ下がったときどうするか、これについてはまた報酬審議会で、その都度、必要があれば開催をし、協議をしていただいて、判断をしていくべき案件だと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はありますか。

[挙手する者あり]

12番・真野和久議員。

○12番（真野和久君）

今回の人勧に基づく諸手当、給与等の引き上げの関係ですけれども、幾つか質問をしたいと思っております。

まず1つは、先ほどの吉川議員の話にもありましたが、特別職の引き上げについてのいわゆる報酬審議会との関係ですけれども、慣例でずうっと、愛西市としてはそういう形でやられてきたことはわかっていますが、やはり特別職の関係においても、当然、議員であれば議員報酬というのが基本的に報酬審議会で決まる。一方でもう1つあるのは、こうした手当の問題があります。そうしたのというのは、議員報酬というのは、基本的に議会活動費ではなくて、基本的考え方としては議員の生活費というようなところでこの額は支払われているわけですけれども、そうしたことでいうと、手当も含めて、やはり報酬審議会等でチェックを受けていくことは必要ではないかというふうには思うんですが、愛西市以外の市町村等、そうしたことについてはどういうふうに行われているのかについて調べたことがあるのかどうか、またそちらの方にそうした資料があれば公表していただきたいと思っておりますし、またそうでなければ、一度ぜひそうしたことを調査していただきたいと思っております。それがまず第1点。

それから、2つ目は56号の関係であります。

今回、いわゆる人事院勧告に基づいて、こういう形で引き上げが、それぞれ出されました。平均として、月額で1,000円ぐらいの給与引き上げという形になるわけですが、給与表のほうを見ると、やはり号給のほうで最後のほう、後ろのほうになっていくと、ほとんどゼロ円というのが続いています。こういう点で、例えば愛西市の職員の中で、今回の人事院勧告の関係の給与引き上げの中で、給与がもしかして上がらない人がいるのではないかというようなこともありますので、そうした点はどういう状況なのかについて、お尋ねをしたいと思っております。

○人事課長（大鹿剛史君）

まず1点目、他市の状況でございます。

私ども、尾張部十市人事担当課長会議といった、いわゆる人事担当課長が集まる会議がございます。その中で情報交換等はしております。市によっては、2年に1回報酬審議会を開いておるところ、毎年1回開いておるところ、必要に応じて開いておるところ、めいめいがございます。

今回の勧告で報酬審議会の対象にしたところ、ちょうど人事担当課長会議が11月の初めでしたので、まだ予定というふうでしか情報は持っておりません、今、手元にその詳しい経過の資料はございませんが、そういった情報交換はしております。その中で、一宮市さんだったかな、もうやったというところもございましたが、やらないというところも多々ございました。これについては、また後で御報告したいと思います。

続いて、給与表についてです。

資料3で、給料月額改正、対象者528人の職員のうち、該当するのが520名。ということは、8名が該当しないということになっております。この8名の内訳ですが、8名のうち6人は再任用の職員です。再任用の職員につきましては、給与表自体が変更がなかったということです。残り2名が一般職。こちらが、真野議員御指摘の給与表の中で、今回の改正で改正アップがないところに該当しておる職員。具体的に言うと、5級の55歳以上管理職、課長職です。この2名に関していうと、今回、改正がないと。

もともと人事院勧告の給与表の改定の考え方が、若年層をアップさせると。現状、50歳以上、特に55歳以上の給与に関していえば、民間との格差は、逆に言えば、公務員のほうが高いというような見解を人事のほうでは持っております。したがって、今回、全体としては改正でアップはしておりますが、その多くは若年層のほうに比率が行っておると、そういうことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○12番（真野和久君）

ぜひ、基本的に特別職の給与等、手当等については、やはり報酬審議会等で検討してもらうことを考えていただきたいと思いますので、もう一度そこについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど、一般職の課長職で、やはり2名ほど全く今回反映されない方がおられます。今回の給与表そのものは、先ほど言われたとおり、若年層に手厚くという形になっているのは存じておりますが、ことしの3月議会の際にも愛西市の職員の給与に関する条例の一部改正が行われましたが、その中でもやはり55歳以上の職員の7割ぐらいの方が今後引き上げられないというような給与体系にされました。そういう点で、やはり幾ら人事院勧告で、上のほうの方々の年齢の階層の給与が民間に比べて高いといっても、それは全国的な課題でありまして、愛西市は、先ほど山岡議員の話にもありましたが、ラスパイレスそのものもやっぱり低いというような状況があります。そうした点で、やはり特に55歳以上の方々の給料が上がらないということは、やはり大きな問題ではないかというふうに思います。

その点、先ほど部長のほうから、給与のあり方ということの見直しをするというような話もありましたが、そうした中でも、やはり多くの職員が将来に向かって安心して働くことができ

るということは、やはり基本的なことだと思いますので、そうした旨を勘案する内容を考えて、その点をやっていく必要があると思いますので、その点についてはどのように考えられていますか。

○総務部長（石原 光君）

1点目の報酬審議会の関係でありますけれども、やはり先ほど課長も申し上げましたし、また吉川議員の答弁でも申し上げましたように、ここだけはきちっと整理をしていただきたい。やはり報酬に対しての審議会の中でのそれぞれの給料月額に対しての審議。ただ、トータルにある参考的なものが決まってやっておるのも含めた中でのトータル的な総額と他市との比較ということは、当然、資料として出さなければなりませんけれども、これはたしか3年前だと思いますけれども、報酬審議会をやっております。それは、今、7年ぶりという話もありましたけれども、それまでは減額、減額で、本当に我々公務員のほうも、年間何十万という削減もありました。そんな中で、当時の市長も、職員だけではないかと、これは特別職も含めて、一遍、報酬審議会を開催し、委員さんの意見を問うたらどうだという中でのそういった審議会も開催をしました。そのときに、三役さんは、減額がされていますし、議員さんの報酬は、他市と比較しても愛西市は低いという状況の中で、据え置きというような答申がなされた経緯もあるわけありますので、トータル的に参考的に比較するということはその判断材料になると思いますけれども、あくまでも報酬月額を改正する場合に報酬審議会を開催するというのが、今、愛西市のスタンスでありますので、課長も申し上げましたように、今後、そういう状況が出てきますれば、臨機応変、柔軟に対応していくことも必要なかなあということにはちょっと思います。

それから、給与のあり方ですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたように、本当に職員をバックアップしていただくようなお話だというふうに、私、思っています。確かに、同じ市のレベルの中で、職員がやる気を起こすということは、ある程度同等レベルの数字で比較、やっぱり人間というのはしますので、そういったレベルまで上げられれば、それが一番こしたことではないんです。

ですが、先ほど申し上げましたように、他市の状況というのは、やっぱり独自の給料表、全部とは言いませんよ、それとやっぱり独自のやり方、引き上げ、底上げというものがされてきた。自負するわけじゃありませんけれども、旧4町村というのはそれぞれ、ある程度人勸に沿った形の中できちっとした給与の適正化に努めてきているというふうに、私自身、思っていますし、合併後というのは、それぞれ格差はありました、それを是正しつつ、今日に至っています。

ですから、先ほど申し上げました、給与の適正化に努めるということは、将来に向けて、給与の見直しは来年3月に若干給料の削減はありますけれども、やはり本来あるべき姿というものを、据え置くんじゃなくて、中にやはりいろいろ改正する部分が出てくると思います。そういった形の中で、今後も進めることによって、1つでも上げ幅というものが上がれば、一番理にかなった形になるのではないかなあという意味合いで、今、申し上げておりますので、今後、

給与の適正化というのは、とどまることなく、やはり進めていくということが必要ではないかなあというふうに思っています。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第53号から議案第57号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第57号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第53号から議案第57号を、会議規則第34条の規定により、一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

13番・吉川三津子議員。

○13番（吉川三津子君）

最初に、53から57までの一括でということですか。

○議長（鬼頭勝治君）

はい。

○13番（吉川三津子君）

賛成のと反対のがあるんですが。

○議長（鬼頭勝治君）

では、最初に反対から言ってください。

○13番（吉川三津子君）

はい。

53号から55号まで、反対の立場で討論をさせていただきます。

昨日、長久手市議会のほうでもこういった議会が初日に行われております。長久手市議会では、市長は4年間給与を、期末手当等は、市長、副市長、教育長については変えないということで、上程がされませんでした。そして、議員の期末手当については、議会のほうで引き継がされております。二元代表制が根づき、市から提案された案件を安易に認めるのではなく、二元代表制の中で、市民の状況を踏まえて、議会が独立して判断しているのだなと感銘をいたしました。

アベノミクスといいながら、一般市民は景気回復の恩恵を受けていないのが現状であり、生活必需品においては実質的には大きく値上げをしているのが現状で、家計を大きく圧迫してお

ります。そうした生活をしている市民が、議員や市長、副市长、教育長のボーナスアップを認めてくれるかと考えた場合、それはないと私は考えておりますので、議案53号から55号については反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

12番・真野和久議員。

○12番（真野和久君）

幾つかについて討論を行います。

最初に議案53号から55号に関してについてですけれども、やはり特別職に関しても報酬審議会等でしっかりと議論をしていくということがやはり大事ではないかというふうに思います。特に特別職に関しては、人事院勧告で引き上げる、引き下げるということでやっているだけではなくて、やはり市民の皆さんの声を聞くということで行くと、やっぱり報酬審議会等の中でしっかりとした意見を聞いていくということを行っていくことこそが大事になっていくというふうに思いますので、ぜひとも今後そうしたことをやっていただきたいというふうに思います。

それから、職員の給与に関してについてもですが、特に、この3月に、先ほど申し上げましたけれども、愛西市では55歳以上の職員の給与というのがずうっと据え置きというような方向を打ち出しました。先ほども申し上げましたけれども、たとえ55から60歳ぐらいの後半の方においても、現状でいくと、やはり今そうした年代の方というのは、お子さん方が大学等に進学しているというような状況にまだまだある方が多く見えます。そういった点では、やはり生活費においても、決して号給等で給与が一定上がったとしても、やはり生活費について非常に大変な状況は続いているわけで、そうしたことを配慮していくことは大事ではないかというふうに思っています。

人事院勧告の中で、全国的な状況の中で行われているということがありますし、また当然、公務員というのは争議権等はありませんので、そういうところでは、やはり人事院勧告や人事委員会等の勧告に基づいてやっていくということは、準用に従っていくことが基本ではありますが、やはりそうした人勧の勧告においてもやはり問題になる場合もありますので、その点は愛西市の職員等の状況を考えながら、それを踏まえて考えていただきたいというふうに要望をしまして、賛成をいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（鬼頭勝治君）

13番・吉川三津子議員。

○13番（吉川三津子君）

議案56号、57号に対して賛成討論をさせていただきます。

先ほどは、市長ら及び議員のボーナスの値上げに対しては反対をいたしました。公務員の給与等に関しては民間給与に大きく影響を与えるものでありますので、そうした観点から、この2つの議案に対しては賛成といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第53号を採決いたします。

議案第53号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第54号を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第55号を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第56号を採決いたします。

議案第56号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決決定といたします。

次に、議案第57号を採決いたします。

議案第57号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・議案第59号から日程第23・議案第65号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第19・議案第59号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第23・議案第65号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

## ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第59号：平成26年度愛西市一般会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

この補正予算につきましては、総額から歳入歳出それぞれ6,056万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億6,330万7,000円とするものでございます。

歳入の御説明をさせていただきます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金におきまして、歳出における減額分全額の6,056万7,000円を減額計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

歳出につきましては、総務部長より御説明いたします。

## ○総務部長（石原 光君）

それでは、一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

まず、全般的に補正の内容につきましては、この4月の人事異動、それに関連する給与調整等、そして先ほど御審議をいただいております人事院勧告による補正をお願いするという内容でございます。

それでは、総括的に御説明をさせていただきたいと思っておりますので、21ページ、22ページをお開きください。給与費明細書により御説明をさせていただきます。

まず特別職の給料の関係でございますが、本年6月議会で提出をさせていただきました市長及び副市長の給料減額措置による影響で、16万8,000円の減ということで計上をさせていただきました。

また、期末手当につきましては、先ほど御審議いただいておりますように、平成26年人事院勧告による支給月が0.15月分引き上げになったことによる影響額で、51万2,000円の増額ということで補正をお願いしております。

次に、右側の関係でございますが、一般職に関するものであります。

補正後の職員数でございますけれども、正規職員数477人でございます。これは、括弧の短時間勤務職員数を含めて477人ということでございます。これは当初と同数となっております。

なお、愛西市全体を見ますと、愛西市全体といたしましては当初より2名の減というような状況にもなっております。ちょっとここで補足をさせていただきますと、これは当初予算編成後に、平成25年度中に退職者、これは死亡された職員がおりまして、これは1名、それから平成26年度中に1人の職員が退職をしたというようなことも含めて、こういった要因もこの予算に反映されている状況でございます。

そして、各款におきましては、給料、職員手当及び共済費で、それぞれ増減が生じております。まず給料で2,901万9,000円の減、それから職員手当で506万4,000円の減、そして共済費で1,729万9,000円の減、合わせまして5,138万2,000円の減額補正ということで、計上をお願いいたしました。

この減額の要因といたしましては、人事異動に伴います過不足が生じたこと。そして、当初予算編成時に算入していた職員の退職。そして、当初予算編成時に未確定であった共済負担金率の率の確定による増減。それと、育児休業者の増加、それに伴う長期化、それから無給休職者の長期化が、そういった要因で大きく影響がしております、こういうような増減の補正計上になっております。

そして、先ほど申し上げております人事院勧告の関係でございますけれども、人事院勧告による給料表、それから通勤手当及び勤勉手当の改正を行いますと、これに伴う一般職、ここでいう影響額につきましては3,884万2,000円という影響額の見込みを試算しております。

また、この後提案されます特別会計補正予算におきましても、先ほど申し上げました一般会計同様の要因でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、今回、先ほど申し上げました人事異動、人事院勧告以外の要因で補正計上した内容について、1点、御説明をさせていただきます。

歳出の13ページ、14ページをお開きください。

一番上段の項7防災費、目1災害対策総務費の関係で、これは職員の時間外勤務手当703万1,000円を追加させていただいております。これは、人勧とか人事異動以外のものです。

この追加の要因につきましては、ことし、台風8号、11号、18号、19号、それからゲリラ豪雨、これは約6回、非常配備についたわけでありましてけれども、それも深夜による非常配備が非常に多かったと、そういうような非常配備体制の実施によります不足分ということで、今回、補正をお願いしておりますので、その点もあわせてよろしくお願いを申し上げます。

一般会計の補正予算については以上でございます。よろしくお願いたします。

特別会計の補正予算の関係については、各担当部長のほうからお願いしたいと思います。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、議案第61号：平成26年度愛西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定におきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万8,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ77億1,405万円といたします。

次に、直営診療施設勘定におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を追加しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億4,481万7,000円とするものがございます。

内容につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。よろしくお願いたします。

#### ○福祉部長（小澤直樹君）

それでは、議案第63号について御説明をさせていただきます。

議案第63号：平成26年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億9,670万3,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,720万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、当初説明がありましたように、人事異動及び人事院勧告に伴う補正で  
ございます。以上です。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

それでは、議案第64号の説明をさせていただきます。

議案第64号：平成26年度愛西市農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）でござい  
ます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477万8,000円を減額し、補  
正後の総額を歳入歳出それぞれ9億7,943万6,000円とするものでございます。当初に説明のあ  
りました人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の減額補正でございます。以上でございます。

続きまして、議案第65号の説明をさせていただきます。

議案第65号：平成26年度愛西市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でござい  
ます。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万3,000円を減額し、補  
正後の総額を歳入歳出それぞれ16億4,566万2,000円とするものでございます。こちら人事異  
動及び人事院勧告に伴う人件費の減額補正でございます。

以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

次に、議案第59号から議案第65号については同一内容でございますので、質疑は一括といた  
します。

質疑のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

11番・河合克平議員。

**○11番（河合克平君）**

今の第64号と65号の付表で、65号の付表の給与明細のところ、増減、補正後、補正前で、  
7人で職員数が変わらないんですけど、給料が200万円も違っているんですけど、これはどう  
してかということだけお願いします。

**○上下水道部長（飯谷幸良君）**

これにつきましては、人事異動に伴う関係で職員の異動があつて、極端に言うと、高い職員  
から異動があつて、数値が変わつたということでございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となりました議案第59号から議案第65号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第65号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議案第59号から議案第65号を、会議規則第34条の規定により、一括議題とし、討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

13番・吉川三津子議員。

○13番（吉川三津子君）

議案第59号のみ反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどから、市長及び議員等の期末手当のアップについては、条例のほうで反対をしてまいりました。そういった金額がこちらの一般会計の補正予算に含まれておりますので、反対いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第59号を採決いたします。

議案第59号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第63号を採決いたします。

議案第63号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第64号を採決いたします。

議案第64号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決決定といたします。  
次に、議案第65号を採決いたします。

議案第65号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第24・諮問第1号（提案説明・質疑・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第24・諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（日永貴章君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦について。

下記の者を愛西市人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、住所、愛西市小茂井町、氏名、馬渕秀子。

諮問理由といたしましては、この諮問をするのは、横井二美代委員の任期が平成27年3月31日で満了するのに伴い、推薦する必要があるからでございます。

履歴書を添付させていただいておりますので、御審議のほう、よろしく願いたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、諮問第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

4番・加藤敏彦議員。

○4番（加藤敏彦君）

諮問第1号：愛西市人権擁護委員の候補者の推薦ですけれども、この馬渕秀子さんについて、職歴は書いてありますけれども、今は何を、例えば専業主婦とか、何をやってみえる方なのか、例えば愛西市において社会活動などをやって、どんなことをやってみえるのか、わかりましたら紹介いただきたいと思いますが。

○福祉部長（小澤直樹君）

現在、これといった職業についているという情報については得ておりません。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

諮問第1号につきましては、人事案件でありますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、諮問第1号は適任とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は、12月4日午前10時より再開しますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時40分 散会

